

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

健康増進事業に関する事務では、事務の一部を外部の機関に委託しているが、委託機関とは個人情報の保護及び取扱事項を遵守するよう契約締結している。

評価実施機関名

東庄町

公表日

令和7年1月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	1.健康増進法の規定に則り、成人検診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下①～⑧の検診について、検診結果等を管理する。 ①肺がん検診②乳がん検診③胃がん検診④子宮頸がん検診⑤大腸がん検診⑥肝炎ウイルス検診⑦ 骨粗鬆症検診⑧歯周疾患検診 2.上記事務においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下「番号法」という。)別表第一(第9条関係)の76の項に基づき、個人番号を利用して検診結果の管理 等を行う。
③システムの名称	健康管理システム(住民健診)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	健康増進法 番号法第9条第1項 別表第一第76の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の76の項 番号法第19条第8号 別表第二の102の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課庶務係 千葉県香取郡東庄町笹川い4713番地131 0478-86-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉課 保健衛生係 千葉県香取郡東庄町石出2692番地4 0478-80-3300
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守し、マイナンバーの登録等については申請者からの取得を厳守し、住基照会を実施する場合は4情報又または3情報による照会のみとしている。また、人手を介在する手作業は複数人での確認を行うこととしているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守し、マイナンバーの登録等については申請者からの取得を厳守し、住基照会を実施する場合は4情報又または3情報による照会のみとしている。また、人手を介する手作業は複数人での確認を行うこととしているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月7日	公表日	2018/6/12	2019/6/7	事後	
令和1年6月7日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	2018/4/1	2019/4/1	事後	Ⅳリスク対策全件新規追加
令和1年6月7日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	2018/4/1	2019/4/1	事後	
令和1年6月7日	Ⅳ リスク対策	－	Ⅳ リスク対策の追加	事後	
令和4年3月4日	公表日	2019/6/7	2022/3/4	事後	
令和4年3月4日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	健康増進法の規定に則り 成人検診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①健診受診時の対象者可否の判断に利用。健康増進法に基づく各種健診の管理。	1.健康増進法の規定に則り、成人検診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下①～⑧の検診について、検診結果等を管理する。①肺がん検診②乳がん検診③胃がん検診④子宮頸がん検診⑤大腸がん検診⑥肝炎ウイルス検診⑦骨粗鬆症検診⑧歯周疾患検診 2.上記事務においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第一(第9条関係)の76の項に基づき、個人番号を利用して検診結果の管理等を行う。	事後	
令和4年3月4日	I 関連情報 3.個人番号の利用 注 会 上の掲載	健康増進法 番号法第9条第1項 別表第一第76条	健康増進法 番号法第9条第1項 別表第一第76の項	事後	
令和4年3月4日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステム	実施しない	実施する	事後	
令和4年3月4日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	－	番号法第9条第1項 別表第一の76の項 番号法第19条第8号 別表第二の102の2の項	事後	
令和4年3月4日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	－	健康増進事業に関する事務では、事務の一部を外部の機関に委託しているが、委託機関とは個人情報の保護及び取扱事項を遵守するよう契約締結している。	事後	
令和4年3月4日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	2019/4/1	2022/1/1	事後	
令和4年3月4日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	2019/4/1	2022/1/1	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	2022/1/1	2024/3/1	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	2022/1/1	2024/3/1	事後	
令和7年1月6日	公表日	令和6年4月1日	令和7年1月6日	事後	システム標準化対応
令和7年1月6日	Ⅳ リスク対策	－	8.人手を介在させる作業、11.最も優先度が高いと考えられる対策 を追加	事後	システム標準化対応